

求職者等に対するハラスメント防止指針

令和8年9月

函南町

函南町（以下「町」という。）は、町職員による各種ハラスメントにより求職者等による求職活動等が阻害されることがないように、「求職者等に対するハラスメント防止指針」（以下「本指針」という。）を定めます。

本指針における用語の定義

●求職者等

- ・求職者（町の求人に応募する者）
- ・求職者以外の者であって、職員採用に資する活動に参加する者や、町の実施するインターンシップ、職場実習等の活動に参加する者

●求職活動等

求職者等が行う求職活動や職業の選択に資する活動を指す。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。

（例）採用試験や面接への参加、就職説明会への参加、町職員に対するOB訪問、インターンシップへの参加等

●採用活動等

町が行う町職員（常勤、非常勤を問わない）採用のための活動を指す。

ハラスメントに該当すること

- ・暴力を振るうこと
- ・出身地、学歴等を理由に差別的な発言や対応をすること
- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・必要なく身体に触ること
- ・わいせつな図画を配布すること
- ・求職活動等に不必要な個人情報の提供を迫ること
- ・採用をちらつかせて見返りを求めること
- ・障害を理由に差別すること 等

求職者等に対するハラスメントの例

- ・ インターンシップ中に、町職員が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が町職員への訪問を行った際、町職員から性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること
- ・ インターンシップ中に町職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること
- ・ インターンシップ中に町職員から、求職者等が在籍している学校のことで差別的な発言があり、求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること
- ・ 採用試験における面接で、求職者等の出身地により差別的な質問をされ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること
- ・ 求職者等のインターンシップ期間が終わったにも関わらず、町職員がその採用活動等に明らかに関係のない内容のメールを送ってきて不快な思いをしていること
- ・ 採用面接で求職者等が妊娠していることを、町職員に相談したところ「働かない方がいい」、「すぐに休むんでしょ」のような発言をされ求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するハラスメント防止のために

求職者等に対する各種ハラスメントを防止するため、町又は町職員は以下のルールのもと採用活動を実施する。

●求職者等の個人情報の適正管理

求職者等に個人情報を求める場合には、あらかじめその使用用途を明らかにし、それ以外の用途に使用する（される）ことがないよう厳重に管理をする。

●求職者等への連絡

求職者等への連絡は、町役場からの郵便、電話又はメールによることを原則とし、町職員個人の私用電話又は私用メールによる連絡は特別の事情がない限り行わない。

また、求職者等の自宅等への訪問は行わない。

※特別の事情

- ・町職員が求職者等の間接的な知人（親が知り合い、隣組が同じ等）や出身学校 OB 等であり、求職者等が町職員個人の電話又はメールを連絡手段とした際の一次的な応対等

●適切な採用活動等の実施

- ・採用活動等はあらかじめ定めた方法で実施する。
- ・面接時には、明らかに採用の判断に不要な個人情報を聞き出さない。
- ・面接は単独で行わない。
- ・応募書類等の個人情報は適切に管理を行い、目的外の利用を禁止する。

求職者等に対するハラスメント相談・通報窓口

求職者等や大学等の就職相談担当からの相談・通報窓口は以下のとおりとする。

●総務部 総務課

電話番号 055-979-8103

メールアドレス soumu@town.kannami.shizuoka.jp

所在地 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13